

## <震災損失による還付>

### 10 震災損失による還付

**Q**

私は、小規模な食品加工会社を経営しています。東日本大震災で工場の一部が破損し、機械装置も使用不可能となり、取替計画を進めているところです。当面、原材料も仕入れることができないため、営業再開は夏以降になる見込みです。決算期は9月ですが、今期は除却費用などで、かなりの赤字になります。今回のような天災による被害を受けた場合には、税務上の救済措置はあるのでしょうか。

**A**

青色申告をしている中小法人の行う欠損金の繰戻し還付は、前期の法人税が対象とされます。ただ、東日本大震災による震災損失については、震災特例法により、資本金1億円超の法人や白色申告法人なども対象となります。そのうえ、前期だけでなく前々期に係る法人税についても繰戻し還付を請求することができることとされました。したがって、還付所得事業年度が2以上ある場合においては繰戻対象震災損失金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかについては法人の任意によることとされています（震災特例法人税通達15-7）。

また、震災により滅失又は損壊した資産等の代わりに新たに取得した資産等については、特別償却をすることも可能です。

#### 解 説

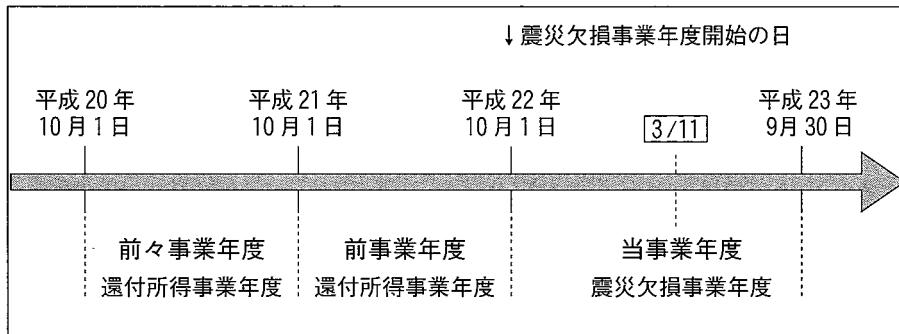
##### 1 震災損失の繰戻し還付

###### (1) 概要

震災欠損事業年度において生じた繰戻対象損失金額がある場合には、その震災欠損事業年度開始の日2年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち、繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について、繰戻し還付請求することができます（震災特例法15・23）。

震災欠損事業年度とは、平成23年3月11日から平成24年3月10日までに終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日に終了する中間期間です。

#### <9月決算の法人の例>



#### (2) 申告要件

通常の欠損金の繰戻し還付（法80①）の規定とは異なり、資本金1億円超の法人や白色申告法人であっても、この制度の適用を受けることができます。ただし、還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出していくなければなりません。また、震災欠損事業年度の確定申告書を提出する際に、所定の事項を記載した還付請求書を同時に提出する必要があります（震災特例法15①③④・23①③④）。

なお、青色申告法人である中小企業は、震災の損失の繰戻し還付と、法人税法80条に規定の欠損金等の繰戻し還付の両方の適用が受けられることに注意してください。

#### (3) 繰戻対象震災損失金額とは

繰戻対象震災損失金額とは、震災事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます（震災特例法15①・23①）。

震災損失金額とは、棚卸資産や固定資産などについて、東日本大震災により滅失したことによる除却損、取壊しや除去費用、これらの資産が損壊し、価値が減少したことに対して被害があった日から1年以内にされた原状回復費用の合計額から保険金などにより補填された金額を差し引いた金額です（震災特例令16①②・21①）。なお、震災損失の金額にはけが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれません（震災特例法人税通達15-5）。

## 2 被災代替資産等の特別償却

#### (1) 概要

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災代替資産等の取得をして事

業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができます（震災特例法18・26）。

通常の特別償却は青色申告法人のみですが、この規定は白色申告法人でも適用を受けることができます。ただし、白色申告法人は特別償却不足額の繰越しは認められていません（震災特例法人税通達18-11）。

### （2）被災代替資産等

被災代替資産とは、東日本大震災により滅失又は損壊した建物、附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機又は車両運搬具に代わるものとして取得等をし、事業の用に供した資産で、被災した資産の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます（震災特例令18①・23）。

また、被災区域にて事業の用に供した建物、附属設備、機械装置も被災区域内供用資産として被災代替資産と同じ取扱いとなります。

ただし、被災代替資産及び被災区域内供用資産については、建設等の後、事業の用に供されたことのないものに限られ、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具については、貸付けの用に供されるものは除かれます。

### （3）特別償却額

特別償却限度額は、被災代替資産等の取得価額に特別償却割合を乗じて計算します。特別償却割合は下記の区分に応じそれぞれの割合です（震災特例法18①・26①）。

減価償却資産 の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等	その他の法人
建物・構築物	平成23. 3.11～平成26. 3.31	18%	15%
	平成26. 4. 1～平成28. 3.31	12%	10%
機械装置	平成23. 3.11～平成26. 3.31	36%	30%
船舶、航空機	平成26. 4. 1～平成28. 3.31	24%	20%
車両運搬具			

## 参考書式

		震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
 平成 23 年 11 月 30 日 宮古 税務署長殿		(フリガナ) 法人名等	ダテカコウ カブシキガイシャ 伊達加工 株式会社		
		納税地	〒000-0000 宮古市〇〇1-1-1 電話(0000) 〇〇 - 〇〇〇〇		
		(フリガナ) 代表者氏名	ダテ マサオ 伊達 理郎		
		連絡先	〒000-0000 宮古市〇〇1-1-1 電話(0000) 〇〇 - 〇〇〇〇		
		期末現在の 資本金等の額	10,000,000 円		
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
震災欠損 事業年度	自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	[確定申告書] 中間	還付所得 事業年度	自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	
区分			請求金額	※金額	
震災欠損 事業年度 の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1	30,000,000		
	同上のうち還付所得事業年度に 繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2	20,000,000		
還付所得 事業年度 の所得金額	所得金額	3	20,000,000		
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4	0		
	差引所得金額(3)-(4)	5	20,000,000		
還付所得 事業年度 の法人税額	納付の確定した法人税額	6	5,040,000		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	0		
	控除税額	8	60,000		
	使途秘匿金額に対する税額	9	0		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	0		
	連結承認取消取戻税額	11	0		
	法人税額(6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)	12	5,100,000		
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	0		
	差引法人税額(12)-(13)	14	5,100,000		
	還付金額(14)×(2)/(5)	15	5,100,000		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成 23 年 11 月 30 日		
還付を受けよう とする金融機関 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 <input checked="" type="checkbox"/> 本店・支店 三友 金庫・組合 山川 出張所 漁協・農協 本所・支所 普通 預金 口座番号 ○○○○○○○○		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____		
既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった繰戻対象震災損失金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日					

税理士署名押印													
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考	通信日付印	年 月 日	確認 印	

(規格 A 4)

付  
表

## 繰戻対象震災損失金額に関する明細書

事 業 年 度	22・10・1 23・9・30	法人名	伊達加工 株式会社
------------	--------------------	-----	-----------

## 繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書

繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額 (別表七(一)「10の③」欄の外書)	1	30,000,000	円 (2) の 内 訳	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す繰戻対象震災損失金額
				平 20・10・1 平 21・9・30	3 円 ① 20,000,000
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	2	20,000,000		平 · · 平 · ·	②

(規格  
A  
4)

### 33 上場廃止株式の損益通算

**Q**

年間に数回程度の株式売買を行っています。できるだけ長期間所有していくスタイルを採っていますが、その中の1社が今回上場廃止となりました。再建していくとの新聞報道が有りましたが、株主責任として100%減資という方向性を打ち出しています。この場合、株式価値は0となります。他の所得や他の株式の売却益との損益通算は可能でしょうか。

**A**

所有されている株式が証券会社の「特定管理口座」に入っている場合には、証券会社から「価値喪失株式に係る証明書」が郵送されてきます。価値喪失株式に係る証明書には、上場廃止した株式の取得価額が記載されています。

したがって、翌年の確定申告書に上場廃止した会社株式の取得価額を移記してこの証明書を添付すれば取得価額が株式の譲渡損失となり、同年度で発生した他の株式の譲渡益と損益通算することができます。

また、この譲渡損失は100%減資の翌年、翌々年の株式の売却益との通算もできることとなっています。

ただ、特定管理口座に入っていない株式が上場廃止後に100%減資となった場合には、他の株式の配当所得とは損益通算はできません。非上場株式としての取扱いになるからです。

#### 解説

##### 1 上場株式の売却損失の特例

上場株式や公募株式投信は株式譲渡益に対してその度に10%（7%の所得税と3%の住民税）が課税されています（平21法13改正後の平20法23改正法附則43②）。ただ、同年度において株式の譲渡損が生じると、株式の譲渡損益は相殺されるため、売却益の時に課税されていた所得税は還付されます（措法37の12の2①）。

さらに、株式譲渡損が大きくて引ききれないケースでは、確定申告を行うことで損失を3年間にわたり繰り越すこともできます（措法37の12の2⑦、措令25の11の2⑧）。

上場株式の配当金や公募株式投信の分配金なども上場株式や公募株式投信の譲渡損と損益通算が可能です。上場株式の配当金や分配金は平成23年12月31日までは10%（7%の所得税と3%の住民税）が差し引かれているため、譲渡損失と通算することで申告分離課税として確定申告すると配当金の源泉税の全部、若しくは一部が還付されることになります（措法37の12の2①⑥⑧）。

## 2 債務喪失株式の取扱い

ご質問のケースは、所有されている上場株式が株式としての価値を失ったことによる損失についても、こうした様々な上場株式等に係る特例が適用されるかどうかということです。

ここでいう価値を失ったとは、図表の価値喪失事実の有無によって判定されます（措法37の10の2③など）。③か④に該当すると思われますので、上場株式の譲渡損失として取り扱われることになるでしょう。

ただし、幾つかの条件があります。一つは、所有株式が特定口座（本人確認書類の提出が行われている）に入っていたかどうかであり、二つ目は、特定管理口座を証券会社に開設しているかということです（措法37の11の3・37の11の4）。

特定口座を開設している上場株式が上場廃止になれば、自動的に特定管理口座に移されているはずです。したがって、ご質問者のケースでは既に特定管理口座に移されていると思われます。

そうすると、証券会社は100%減資の情報を得ると後掲参考書式のような「価値喪失株式に係る証明書」を交付してくれることになっています。証明書の4にある「価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額」と5の「価値喪失株式の株数」を乗じると株式の売却損失が計算され、同年度に行った株式の売却益と合算することができるわけです。

なお、特定口座とは、居住者等が国内の証券会社等に「特定口座開設届出書」を提出して、「保管委託契約」等に基づき設定された上場株式等の振替口座簿等へ記載された口座のことをいいます（措法37の11の3③一）。

### 価値喪失事実の有無

- ① 特定管理株式又は特定保有株式を発行した株式会社（以下「特定株式会社」という。）が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が結了したこと（措法37の10の2①一）。
- ② 特定株式会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと（措令25の8の2②一）。
- ③ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消滅させることを定めた会社更生法に規定する更生計画につき更正計画認可の決定を受け、その更正計画に基づきその発行済株式の全部を無償で消滅させたこと（措令25の8の2②二）。
- ④ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消滅させることを定めた民事再生法に規定する再生計画につき再生計画認可の決定を受け、その再生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で消滅させたこと（措令25の8の2②三）。
- ⑤ 特定株式会社が預金保険法の規定による特別危機管理開始決定を受けたこと（措令25の8の2②四）。

### 3 上場株式と非上場株式の取扱い

気をつけておかなくてはならないのは、上場株式と非上場株式の取扱いの違いです。上場廃止によって上場株式から非上場株式になると、上場株式の譲渡損失の特例が利用できなくなるということです。

上場している間に所有株式を売却した場合の譲渡損失は、他の株式の譲渡益や配当所得との合算は可能で、かつ、翌年から翌々年にかけて損失を繰り越すことができます。しかし、上場廃止後は特定口座、及び特定管理口座を開設していないと、配当所得との損益通算や3年間の損失の繰越しは不可能となるということです。

ただ、口座開設がなくても100%減資があった年度に売却した株式の譲渡益とは合算することができます。

## 参考書式

平成23年1月23日

## 価値喪失株式に係る証明書

株式会社A証券

租税特別措置法施行規則第18条の9の2第4項第1号に規定する価値喪失株式に係る証明書を交付いたしますので、確定申告の際にご利用ください。

1 価値喪失株式の銘柄	株式会社の大手会社普通株式
2 株式としての価値を失ったことによる損失が生じた事実	更生計画に基づく100%減資
3 上記2の事実が発生した日	平成22年12月22日
4 価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額	2
5 価値喪失株式の株数	1,000

以上

## <事業所税>

### 107 申告内容に誤りがあった場合の還付

**Q**

当社は、菓子の製造と合わせて小売も手掛けています。この度、製造工場の事業所税の申告業務を進めていたところ、資産割の計算をする際に従業員用の食堂を含めて申告していることが判明しました。当社の間違いによるものですが、納め過ぎた税金はどのようになるのでしょうか。

**A**

事業所税は事業所の床面積（資産割）と従業員数（従業員割）によって計算されます。ここでいう事業所には福利厚生施設は含まれません。福利厚生施設とは、従業員の慰安や、娯楽あるいは保養等を主たる目的とされる施設です。したがって、資産割の計算において非課税とされる施設の床面積は事業所の床面積から控除されることとなります。

ご質問のケースのように、計算誤りにより税額を過大に納付していた場合は、その法定納期限から1年以内に限り、更正の請求書を提出することで還付を受けることができます。

#### 解 説

##### 1 事業所税の概要

事業所税とは、都市環境の整備改善事業の財源に充てるための目的税で、地方税法で定められた指定都市等だけが課税することができます（地法701の30）。

事業所税は、事務所等の床面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割との二つから構成されています（地法701の31）。

##### 2 事業所税の申告

###### (1) 資産割

指定都市等で、同一の者がその指定都市等の区域内で使用する事業所等の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ （免税点）（地法701の43①）を超える規模で事業を行う法人又は個人については事業所面積 $1\text{m}^2$ につき600円が資産割による事業所税となります。

事業所床面積 (m<sup>2</sup>) × 600円 (地法701の42)

(2) 従業者割

指定都市等で同一の者がその指定都市等の区域内にある事業所等の従業者数の合計が100人（免税点）（地法701の43①）を超える規模で事業を行う法人又は個人は、給与総額の0.25%が従業者割として計算されます。

従業者給与総額×税率 (0.25%) (地法701の42)

(3) 納付時期

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに、その事業所等所在の指定都市等の長に申告して納めます（地法701の46①・701の47①）。

なお、申告期限の延長はありません。

### 3 非課税施設と福利厚生施設

業務にも使用する施設は非課税にはなりません。つまり、更衣、仮眠や宿泊等を目的としている施設であったとしても、その施設を会議室等として使用されたりしていると業務用施設とみなされるため、福利厚生施設とはならないということです（地法701の34）。

### 4 事業所等の新設・廃止申告

指定都市等において事業所等を新設又は廃止した場合は、事業所等を新設又は廃止したものが申告義務者となり、その指定都市等の条例の定めるところにより、その他必要事項をその事業所等所在の指定都市等の長に申告しなければなりません（地法701の52）。

### 5 事業用家屋の貸付等申告

事業所税の納稅義務者（事業を行う法人・個人）に事業用家屋を貸し付けている場合は、事業用家屋を貸し付けているものが申告義務者となり、上記4と同様の申告をすることになります。

### 6 地方税法における更正の請求

申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書を提出したものは、その申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかつたこと又はその計算に誤りがあったことにより、次のいずれかに該当する場合には、

その申告書に係る地方税の法定納期限から1年以内に限り、地方団体の長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができます（地法20の9の3）。

- ① 申告書の提出により納付し、又は納付すべき税額が過大であるとき
- ② 申告書に記載した欠損金額等が過少であるとき、又はその申告書に欠損金額等の記載がなかったとき
- ③ 申告書に記載した地方税法の規定による還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又はその申告書にその還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき

ご質問のケースは、資産割を計算する際に、非課税である福利厚生施設を事業所の床面積に含めて計算したことですが、事業所床面積には、福利厚生施設等は含まれないことになっています（地法701の34③）。したがって、法定納期限から1年以内であれば更正の請求をすることによって還付を受けることができます。

## 参考書式

受付印

第22号の4様式

## 事業所税更正請求書

平成22年9月1日

東京都 新宿 都税事務所長 殿

更正請求者	住所又は所在地 (東京都23区内)	東京都新宿区○○1-2-3 (電話 03-○○○○-○○○○)		
	氏名又は名称	新宿株式会社 <span style="float:right">(印)</span>		
	法人の代表者氏名	新宿 太郎 <span style="float:right">(印)</span>		
地方税法第20条の9の3 第1項の規定に基き、次のとおり更正の請求をします。 第2項				
事業年度又は課税期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで			
申告の区分	納付・修正申告			
法定納期限	平成22年5月31日			
		資産割	従業者割	
課税標準額	更正の請求前	2,500	m <sup>2</sup>	68,000,000 円
	更正の請求後	2,000		68,000,000
税額	更正の請求前	1,500,000	円	170,000 円
	更正の請求後	1,200,000		170,000
合計税額	更正の請求前	1,670,000 円		
	更正の請求後	1,370,000		
更正の請求理由 及び その他の参考事項	資産割の事業所床面積の中に福利厚生施設である食堂を含めて計算してしまった為。			

申告の内容に応じ、不要の文字を抹消してください。